

## ハラスメント対策委員会 運営規定

### (目的)

第1条 この規定は、日本聖契キリスト教団（以下「本教団」という）におけるハラスメントの対策及び対応に関して必要な事項を定め、本教団の教職者及び信徒の健全な信仰並びに健全な教会の確保を図るものである。

### (ハラスメントの定義)

第2条 この規定におけるハラスメントは、次の定義による。

#### ①ハラスメント

他者の人格の尊厳を侵害することであり、合理性や妥当性を欠いた不当な行為によって、不利益や身体的または精神的苦痛を与えること。

#### ②二次被害

被害者が周囲の人に相談したことにより、不利益や身体的または精神的苦痛を被ること。

### (適用範囲)

第3条 この規定は、本教団の教職者及び信徒に適用する。

### (運用マニュアル)

第4条 本教団は、ハラスメントが発生した場合における具体的対応等について、別に運用マニュアルを定め、これに基づいて行う。

### (ハラスメント対策委員会の責務)

第5条 ハラスメント対策委員会（以下「本委員会」という）は、本教団にハラスメントが生じた場合、またはその可能性がある場合に、迅速かつ適切に対処する。

2 教職者および信徒に対し、学習会などの啓発活動を通してハラスメントの予防に努める。

### (教職者及び信徒の責務)

第6条 教職者及び信徒は、ハラスメント防止に関する意識を高く持ち、ハラスメントを発見した場合や被害者から相談を受けた場合は、本委員会の利用を含めて適切な対応をとらなければならない。

### (相談窓口の設置)

第7条 当委員会はハラスメント相談窓口を設置し、教職者及び信徒に周知する。

### (相談者の範囲)

第8条 本教団に属する教職者や信徒、本教団の教会に集う人々、およびそれらの家族や知人は、相談者として相談窓口を利用できる。

(ハラスメント対策委員会の設置)

第9条 当委員会は本教団の特設委員会として設置し、委員は責任役員会が選任する。委員は4人とし、任期は2年とするが、再任は妨げない。委員のうち正教師会及び共生委員会から各1名、および信徒から2名を選任する。また、男女2人ずつとする。

2 当委員会が相談を受けた際や調査終了時等、必要に応じて責任役員会に報告する。

(相談の流れ)

第10条 当委員会は相談者と面談し、相談の内容を把握する。

2 ハラスメントの疑いがある場合は専門委員会に委託して調査、事実認定を行う。

3 専門委員会の委員は教団外部の有識者（弁護士、心理職等、3名）を本委員会が選任する。

4 専門委員会の結論を得た上で、本委員会は当事者（相談者、嫌疑者）と面談し、調整を行う。

5 当事者間の意向がそぐわない場合、再度、本委員会にて検討し、対処する。

(被害者支援)

第11条 被害の事実が認められた者に対しては、本人の希望に応じ、本委員会が支援を担う。

(加害者支援)

第12条 事実認定により加害者とされた者に対しては、本人の希望に応じ、本委員会が更生の支援を担う。

(遵守事項)

第13条 本委員会は当事者や関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、委員は任期中及び退任後においても任務遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

2 本委員会は、相談者に不利益が生じたり二次被害が生じたりすることのないよう、慎重に対応しなければならない。

3 相談者の意思を確認して事案に対処することを原則とする。ただし、深刻かつ急迫の出来事が予見される場合には、相談者の意思の有無にかかわらず、本委員会は事案に対処することができる。

附則

この規定は、2023年4月1日から施行する。